平成２５年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番９―302号
債務者　中間　義弘
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目29番11号　野元ビル202号
債務者　森永智江実
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿児島市大明丘２丁目29番５号　ミラドール大明202号
債務者　北村　信義
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
神戸市中央区北野町４丁目７番14号　第２スカイマンション501
債務者　阿武　　賢
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４９号
神戸市中央区古湊通２丁目１番18号　ハーバーランド21―203号
債務者　篠田　典克
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県篠山市郡家829番地
債務者　小杉マチ子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
沖縄県島尻郡南風原町字新川45番地　ＳＫセゾンライト303
債務者　與那嶺茂則
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７５号
沖縄県中頭郡西原町字翁長615番地の２　翁長パークハイツ305号
債務者　仲田　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４８４号
大阪府堺市南区高倉台２丁23番５号
債務者　浦上　好輝
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１９号
名古屋市中区栄３丁目31番８号　モリダイヤハイツ栄1002号室、住民票上の住所名古屋市東区泉１丁目８番35号　明治ビル403号
債務者　藤原ユミ子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
青森県五所川原市大字漆川字清水流57番地９漆川マンション205号
債務者　長内恵久子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
青森県五所川原市金木町喜良市坂本369番地３
債務者　米谷　敬子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻12番地５
債務者　小関　かね
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山32番地２
債務者　加賀谷　学
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
静岡県富士市依田原町８番18―４号、前住所静岡県富士市津田167番地
債務者　溝口　博史
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７６８号
名古屋市中川区江松３丁目1101番地　江松荘302号
債務者　柘　　友和
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部